

環境省におけるインパクトファイナンスの促進について

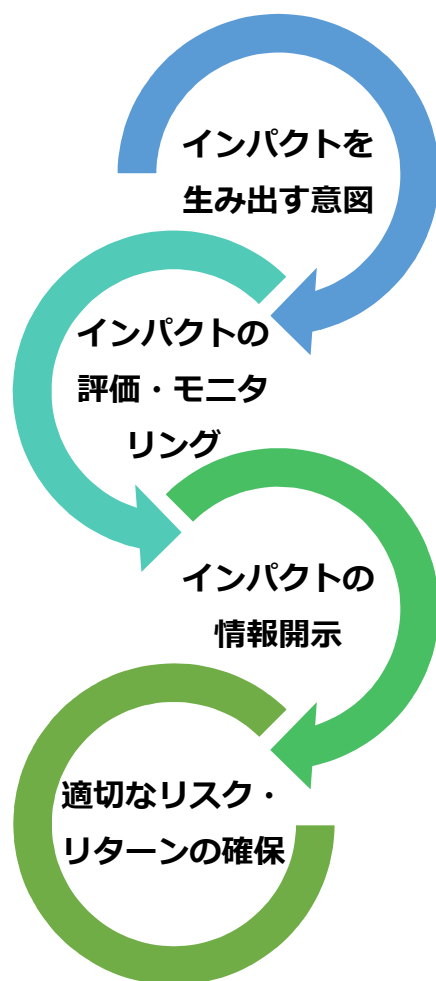
2021年9月3日

環境省 大臣官房環境経済課 環境金融推進室 今井 亮介



インパクトファイナンスとは

- この基本的考え方における「インパクトファイナンス」とは、**次の4つの要素を全て満たすもの**をいう。
- なお、この定義は、UNEP FIのポジティブインパクト金融原則、GIINのインパクト投資の定義、IMPの考え方等を基礎としてまとめたものである。



要素① 投融資時に、環境・社会・経済のいずれの側面においても
重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理すること
を前提に、少なくとも1つの側面において、**ポジティブな
インパクトを生み出す意図**を持つもの

要素② インパクトの評価・モニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果・モニタリング結果の**情報開示**を行
うもの

要素④ 中長期的視点に基づき、個々の金融機関・投資家にとって
適切な **リスク・リターンを確保**しようとするもの

インパクトファイナンスの意義

- 投融資や企業の事業活動におけるポジティブなインパクトへの意図やコミットメントの可視化により、
 - ▶ 投融資先企業や金融機関/投資家自身の価値・競争力の維持・向上につながる
 - ▶ それらが両輪となって拡大することで、アフターコロナの社会づくりの軸となる社会全体のサステナビリティ向上を支えるものとなる。

アフターコロナの社会づくりの軸となる 社会全体のサステナビリティ向上



環境・社会・経済



インパクトへの意図、
コミットメントを可視化



投資家／金融機関



ESG金融の発展形としての
インパクトファイナンス



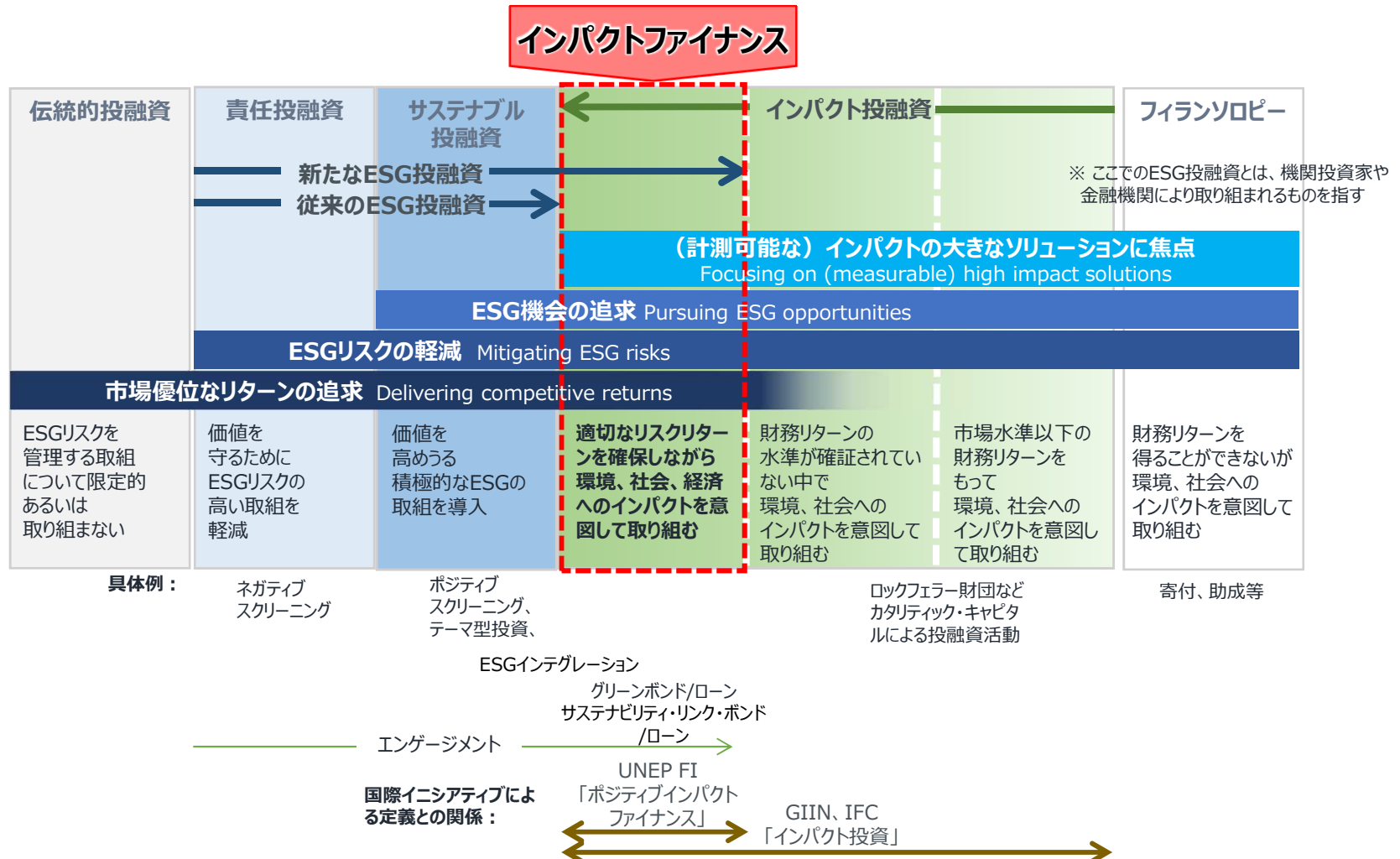
企業

- インパクト発現への貢献による、社会的支持の獲得・競争力向上
- インパクトの意図による、自らのESG投融資の理念の実現
- インパクトを考慮した中長期的志向による、適切なリスク・リターンの追求
- ネガティブインパクト低減・ポジティブインパクト増大による、資本市場の持続的・安定的成長、経営基盤の維持・強化

- 環境・社会・経済課題へのインパクトへのコミットメントが明確化し、ステークホルダーの評価・信頼関係強化
- サステナビリティ経営の強化・企業価値向上
- インパクトベースの新たなビジネス資金調達の可能性

インパクトファイナンスの位置付け

- 「インパクトファイナンス」は、ESG要素を考慮する従来のESG投融資と比較すると、**明確にインパクトを意図する点、インパクトの測定を行う点が特色**であり、ESG金融の発展形といえる。
- インパクトファイナンスを普及していくことで、大規模なESG金融の資金がインパクトファイナンスに発展していく**潜在性に着目**。



ESG金融ハイレベル・パネル

- ◆ **ESG金融懇談会提言**（2018年7月取りまとめ）を踏まえ、**各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動をする場**として、2019年2月に設置。
 - 第1回（2019年2月）：**提言に基づくフォローアップ**として各業界ごとに取組を報告。
 - 第2回（2020年3月）：特に議論を深めるべきテーマとして同パネル下に「**ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース**」及び「**ESG地域金融タスクフォース**」を設置。
 - 第3回（2020年10月）：「**ESG金融の深化を通じたポジティブインパクトの創出に向けた宣言**」
 - 第4回（2021年春頃）：両TFにおける議論の取りまとめを報告予定。
 - 第5回（2021年秋頃）：PRI in Person Tokyoとの連携イベントとして開催予定。

委員等（2020年10月 第3回開催時点）

<直接金融>

- ・大場 昭義 （一社）日本投資顧問業協会 会長
- ・鈴木 茂晴 日本証券業協会 会長
- ・根岸 秋男 （一社）生命保険協会 会長、
明治安田生命保険相互会社 取締役代表執行役社長
- ・広瀬 伸一 （一社）日本損害保険協会 会長、
東京海上日動火災保険（株） 取締役社長
- ・松谷 博司 （一社）投資信託協会 会長
- ・宮原 幸一郎 （株）東京証券取引所 代表取締役社長

<間接金融>

- ・大矢 恭好 （一社）全国地方銀行協会 会長、
（株）横浜銀行 代表取締役頭取
- ・田中 一穂 日本政策金融公庫 総裁
- ・西川 義教 （一社）第二地方銀行協会 会長、
（株）愛媛銀行 頭取
- ・牧野 光朗 飯田市長
- ・三毛 兼承 （一社）全国銀行協会 会長、
（株）三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員
- ・御室 健一郎 （一社）全国信用金庫協会 会長、
浜松いわた信用金庫 理事長
- ・山根 英一郎 （株）日本政策投資銀行 取締役常務執行役員
- ・渡邊 武 （一社）全国信用組合中央協会 会長、
茨城県信用組合 理事長

<有識者>

- ・大塚 直 早稲田大学法学部 教授
- ・翁 百合 （株）日本総合研究所 理事長
- ・北川 哲雄 青山学院大学名誉教授、東京都立大学特任教授
- ・末吉 竹二郎 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）特別顧問
- ・高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター 教授
- ・多胡 秀人 （一社）地域の魅力研究所 代表理事
- ・玉木 林太郎 （公財）国際金融情報センター 理事長（OECD前事務次長）
- ・中曽 宏 （株）大和総研理事長
- ・水口 剛 高崎経済大学副学長、同大学経済学部 教授
- ・森 俊彦 （一社）日本金融人材育成協会 会長

<オブザーバー>

- ・内閣府
- ・財務省
- ・経済産業省
- ・国土交通省
- ・金融庁
- ・日本銀行
- ・（一社）日本経済団体連合会
- ・（公社）経済同友会
- ・企業年金連合会
- ・21世紀金融行動原則



ESG金融の深化を通じたポジティブインパクトの創出に向けた宣言

Covid-19や近年の気象災害は、各金融主体が、全世界レベルから地域レベルまで、あらゆる単位での持続可能性につき喫緊かつ身近な課題として捉えることを、改めて迫るものである。

そこで、ESG金融ハイレベル・パネルは、SDGsの達成など将来世代にわたって持続可能で強靱な社会を実現するために金融が果たす重要な役割を再認識し、我が国の**ESG金融の深化を通じた環境・社会へのインパクトの創出に向けた今後の基本姿勢**について、以下のとおり宣言する。

1. 我が国でもESG金融は拡大しつつあるが、引き続き**主流化に向けて**適切な案件の掘り起こしを通じた資金量の拡大を図るとともに、各金融主体が社会における役割を再認識し、より広範なESG金融の展開など、中長期的な視点のもとで社会とともに持続していくための金融行動を取ることで、**質・量の両面で強力にESG金融を推進**する。
2. ESG金融を通じて**環境や社会へのポジティブなインパクトを生み出していくため**、各金融主体が、**インパクトファイナンスの普及・実践に向けて必要なステークホルダーと連携して取り組む**。インパクトファイナンスタスクフォースにおいては、「インパクトファイナンスの基本的考え方」を踏まえ、今後も必要な検討を深める。

2020年10月8日 ESG金融ハイレベル・パネル

グリーンから始めるインパクト評価ガイド 概要

(2021年3月 ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース)



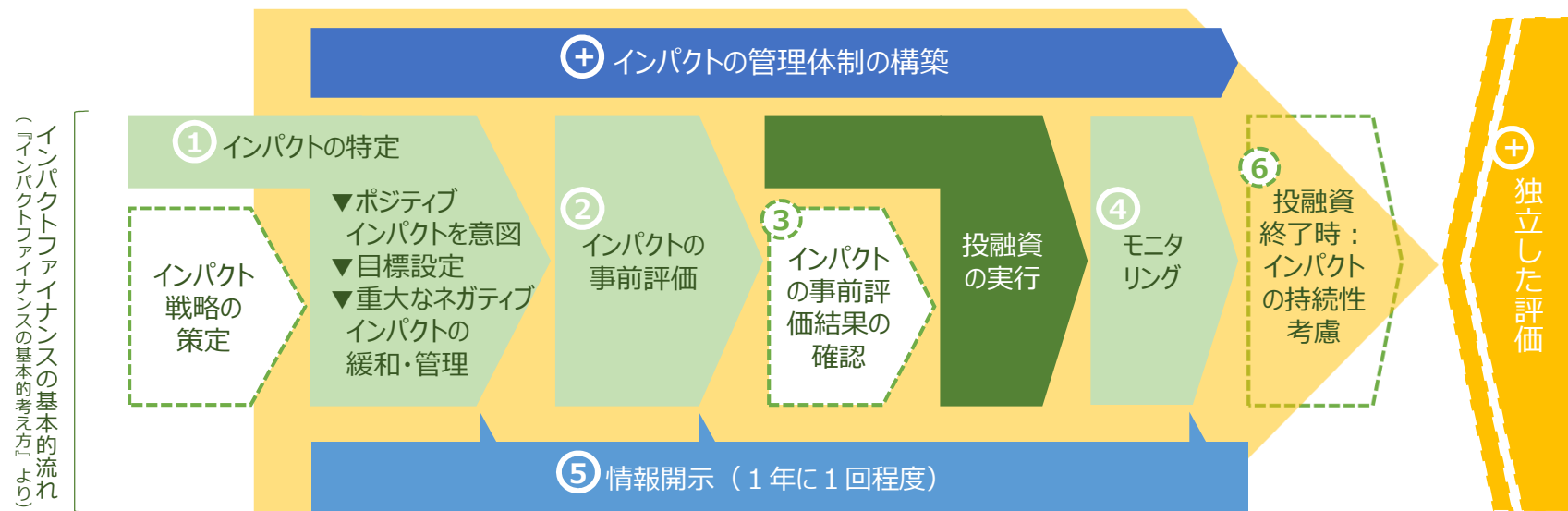
- 国際的にも様々な試みがある**インパクト評価について**、「インパクトファイナンスの基本的考え方」(2020年7月)を踏まえ、**国際的なイニシアティブ等を参考として一定の考え方や手法を整理したガイドを策定**。
- SDGsの達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大規模な民間資金の巻き込みを図る。

目的

- ✓ 国際的な様々なイニシアティブによって示されている考え方やツールを基に、**インパクト評価の具体的な手順を示す**
- ✓ より幅広い主体に手掛けるやすいものとする事で、**明確な意図を持って環境・社会・経済にポジティブなインパクトを生み出すインパクトファイナンスの主流化を目指す**

ポイント

- ✓ 特に**グリーン（環境）の側面に係るインパクト評価に焦点**を当て、「インパクトファイナンスの基本的流れ」(下図)に沿って、**基本的な手順を解説**
- ✓ 想定する投融資の性質ごとに相応しいツールを活用できるよう、**各イニシアティブにより示されている既存のツールの特徴と、インパクトの評価プロセスにおいてどのように活用できるか**を説明
- ✓ 評価指標の例、代表的なツール類の使い方、インパクト評価の取組事例集など**付属資料を充実**
- ✓ 単にインパクトの測定 (measurement) を行うだけでなく、目的に即して適切な管理 (management) を行うことが重要であるという「**IMM (Impact Measurement & Management)**」の議論とも整合



インパクト評価手順の流れ（イメージ）



- インパクトファイナンスにおけるインパクト評価について、国際的にも様々な取組が行われている。
- 国際的なイニシアティブ等を参考に、一例として、投融資のパターンごとの手順についてイメージを提示。
※下記の流れについては、あくまで一例としてイメージを示すものであり、実際には、金融機関・投資家が投融資案件の性質等に応じて取り組むことが重要である。

A) インパクト包括型

（コーポレート、上場株式等）

例えば…

UNEP FIポジティブインパクト金融原則の考え方を活用

- ✓ 特に重大なインパクトを及ぼす領域（コア・インパクト領域）を特定

UNEP FIのインパクトリーダーや分析ツールを使用し包括的に分析

- ✓ ポジティブインパクトの創出可能性や重大なネガティブインパクトの管理について確認

- ✓ 比較可能なKPI・目標を設定

UNEP FIの考え方に基づく3分類（ポジティブインパクト/ポジティブインパクトトランジション/ポジティブインパクトに該当しない）を活用

- ✓ 意図したインパクトを確実に実現するため、適切な管理体制を構築
※「インパクト測定・マネジメント（Impact Measurement & Management, IMM）」の、国際的議論と整合

- ✓ インパクト評価の適切性を担保し、客観的な説明を行うため、必要に応じて独立した機関による評価を活用

B) インパクト特定型

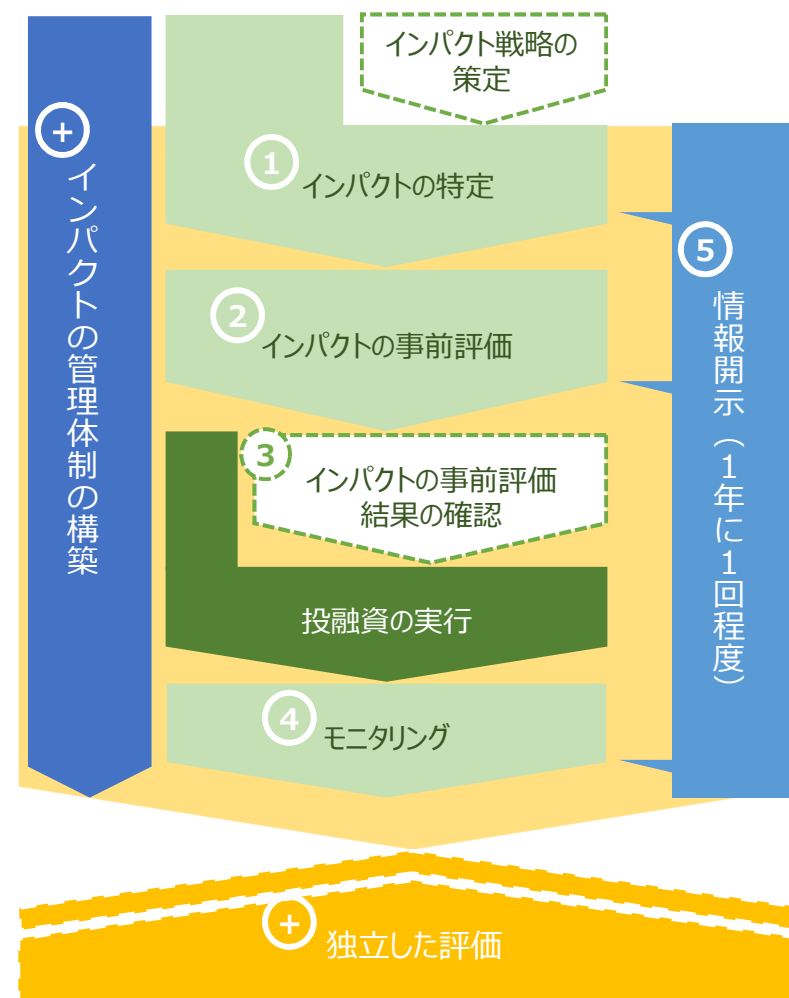
（プロジェクト・ファンドベース等）

例えば…

IMPのインパクトの5側面の考え方を活用

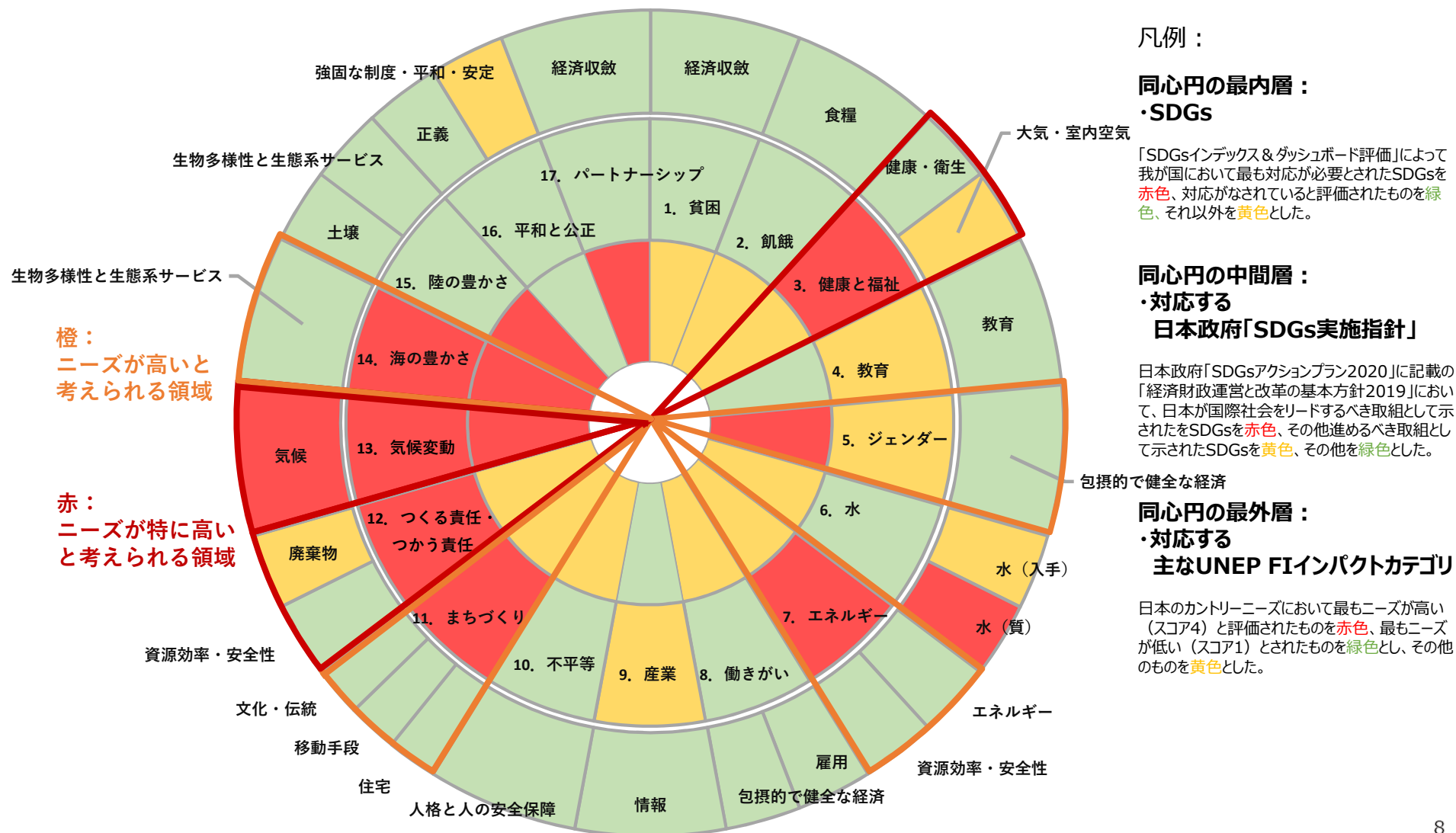
IMPのインパクトの5側面「何を」、「誰が」、「どの程度」、「企業の貢献度合い」、「リスク」から掘り下げ

IMPのインパクト評価の5分類（特に、A: 害の回避、B: ステークホルダーへの恩恵、C: 課題解決への貢献）を活用



(参考) 日本国内の事業におけるインパクトニーズマップ

- 日本国内の事業におけるインパクトニーズを特定する際の参考として、SDGsインデックス&ダッシュボード、日本政府による「SDGs実施指針」、UNEP FIのインパクト評価ツールによる日本のカントリニーズを関連づけて整理したもの。



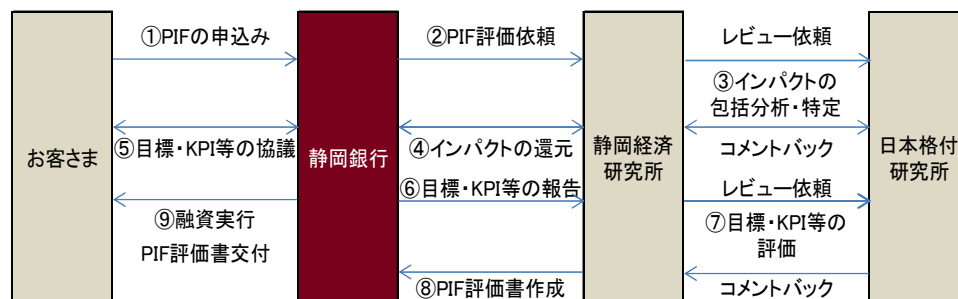
地域金融機関によるインパクトファイナンスの取組 静岡銀行



- 静岡銀行**は、国内の地域金融機関として初めてポジティブ・インパクト・ファイナンスによる融資を実施
- UNEP FIの「ポジティブ・インパクト金融原則」等に準拠しつつ、中小企業向けにインパクト評価を行う体制を構築

- 「インパクトファイナンスの基本的考え方」及びUNEP FIの「ポジティブ・インパクト金融原則」に基づき、静岡経済研究所が日本格付研究所（JCR）の協力を得て、**地域金融機関ならではの中小企業向けのインパクト評価を行う体制を構築**
- 静岡経済研究所とともに「ポジティブ・インパクト金融原則」に基づき構築した内部管理体制に従い、インパクト評価で特定したKPIについて、融資期間中における借入人のインパクトパフォーマンスのモニタリングを実施

▼実施体制



▼インパクトを測定するKPI（指標と目標）

特定されたインパクト	KPI（指標と目標）	関連するSDGs
<社会面> 多文化共生 ①外国人従業員に対する雇用環境の整備 ②地域活動への積極的な参加	・2025年までに、外国人教育プログラム「HIRAVI メソッド」を作成し、社内で適用するとともに、社外に公表する。 ・性別・国籍に関係なく全従業員に対する同一労働同一賃金の給与体系を維持する。 ・2030年までに、技能実習生の社宅を整備する。 ・志を同じくする中小企業とともに、中小企業のダイバーシティの推進と、多文化共生社会の実現に取り組む。 ・外国人従業員の生活向上や地域コミュニティへの円滑な溶け込みを支援する。 ・地域と連携し、地域活動に積極的に参画する。	
<経済面> サプライチェーン維持 地域経済活性化 ①品質向上、生産効率向上 ②「遠州織物」を使用したマスク製造・販売	・2030年までに、BCP対策を強化する。 ・2030年までに、工場レイアウトの見直しや機械化を進め、品質向上、生産効率向上を実現する。 ・地域との共生を一義とし、地方公共団体とも連携し、地域の発展に資する取組を行う。	
<環境面> 環境負荷低減 ①生産活動における環境負荷低減 ②企業活動における環境負荷低減	・2025年までに、直行率100%を達成する。 ・2030年までに、営業車両をエコカーに切り替える。 ・2030年までに、太陽光発電設備などクリーンエネルギーを導入する。	

2021年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業 概要

本事業の目的

- 特に環境面においてモデル性を有し、かつ、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（GL・SLLガイドライン）や「インパクトファイナンスに関する基本的考え方」、「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」等に適合するSLL、SLB、インパクトファイナンスの事例を創出し、情報発信すること等を通じて、国内におけるグリーンファイナンスの普及を図る。
- 本事業の対象は以下のとおり。
 - A GL・SLLガイドラインに適合又は準ずるSLL又はSLBのモデル事例
 - B インパクトファイナンスに関する基本的考え方及びグリーンから始めるインパクト評価ガイドを踏まえて実施するインパクトファイナンスのモデル事例
(ただし、特定するポジティブなコアインパクトとして環境面のインパクトを含むものに限る)

本事業の概要

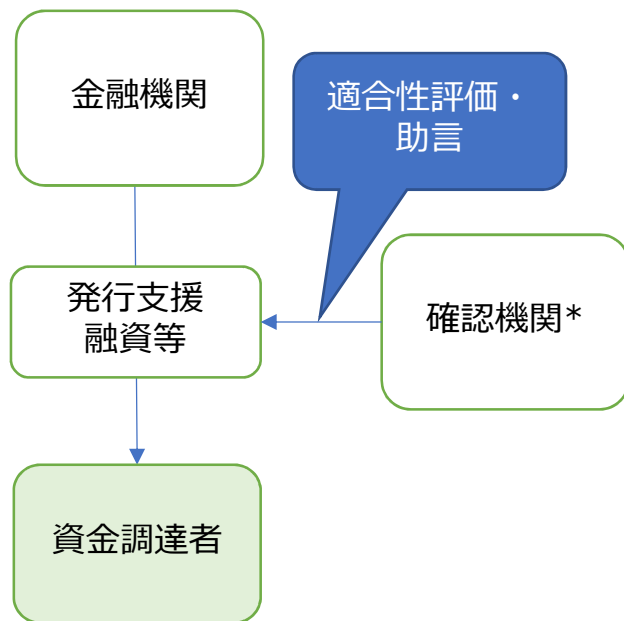
- (1) モデル事例公募
 - 通年で公募を実施。※予定している6件程度を選定した場合は公募を終了します。
 - 公募期間：2021年7月6日～2022年1月21日**
- (2) モデル事例選定
 - 有識者等で構成される審査委員会にて、応募事例のモデル性を検証。
- (3) 適合性確認
 - 環境省及び環境省の請負事業者が、各種ガイドライン等への適合性を確認。
(2021年度は株式会社格付投資情報センターが株式会社グリーン・パシフィック、パシフィック・コンサルタンツ株式会社との協力体制の下実施)
- (4) 情報発信
 - 選定されたモデル事例について、適合性確認に係る報告書を発行。
(環境省ホームページへの掲載等を予定)



グリーンファイナンスモデル事例創出事業 実施スキーム

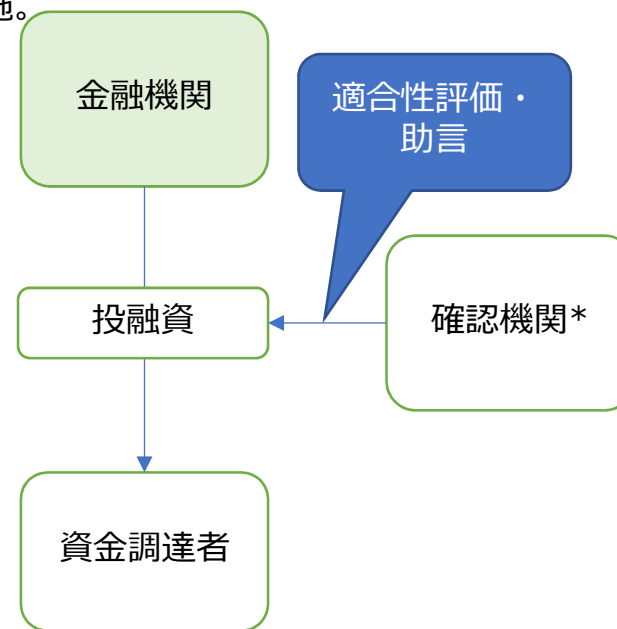
SLL・SLB

- ✓ 応募対象者は、国内の独立行政法人、地方公共団体その他の公的機関、国内に本店または主たる事業所を有する法人。
- ✓ 審査委員会で選定されたモデル事例について、GL・SLLガイドラインに掲げる期待事項との適合性又はこれに準じた適切性の確認、助言を実施（SLBのモデル事例についてはSLBPの要素も適宜参照）。



インパクトファイナンス

- ✓ 応募対象者は、国内の金融機関・投資家等。
- ✓ 審査委員会で選定されたモデル事例について、インパクトファイナンスに関する基本的考え方、グリーンから始めるインパクト評価ガイドで紹介されている各種原則、ガイドラインのうちファイナンス実施主体が参照したものとの適合性確認、助言を実施。



* 令和3年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係るモデル事例の本件ガイドライン等への適合性等確認業務を中立的かつ公正に実施する者として環境省が別途入札により選定した請負事業者

グリーンファイナンスモデル事例創出事業 評価基準

- ✓ 書面審査及び審査委員会による審査を行い、**6事例程度のモデル事例を選定**します。
- ✓ モデル事例の選定にあたっては、例えば、以下のような点から、**我が国におけるグリーンファイナンスの更なる普及に資するモデル性**を、国際的な観点も踏まえて総合的に評価します。

SLL・SLB

- ✓ SPTsが野心的かつ有意義なものである
- ✓ SPTsに連動する貸出条件等のインセンティブの設定が資金調達者のサステナビリティ向上の動機付けとして有効に機能するものである
- ✓ SPTsの達成状況に関する検証の仕組みがある
- ✓ GL・SLLガイドラインに定められた「サステナビリティ・リンク・ローン等が備えていることが望ましい事項」(以下「望ましい事項」という。)についても、可能な範囲で配慮がされている
- ✓ SLLP又はSLBPの最新の基準改定等に率先して対応している等

インパクトファイナンス

- ✓ インパクトの特定において、当該案件の性質を考慮し、投融資によって生み出そうとするポジティブインパクトと、緩和、管理すべきネガティブインパクトを明確にしている
- ✓ インパクトの事前評価において、ポジティブインパクトの大きさを明らかにし、重大なネガティブインパクトの緩和・管理が適切になされているかを評価している。その事業を行ったからこそ新たに生み出されるインパクト（「インパクトの追加性」）を評価している。アウトプット・アウトカム、定量・定性、時間軸などに関するKPIや目標を設定している。
- ✓ インパクトの評価・管理の体制に関して、インパクトの測定から管理までを一貫して適切に実施するために、投融資先と金融機関・投資家の対話の中でネガティブインパクトの緩和とポジティブインパクトの最大化に取り組んでいる等